

善 通 寺 市
高齡者虐待防止・対応マニュアル

令和6年10月 改訂版

善通寺市

はじめに

平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においても、「善通寺市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を作成し、高齢者の虐待防止、虐待の早期発見・対応に努めております。

この度、国が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」が令和5年に改定され、県が作成した「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル」が令和6年に改訂をされたことから、本市においてもマニュアルを改訂いたしました。

このマニュアルは、高齢者の尊厳を守るため、高齢者に関わる関係者らが共通理解を深め、高齢者虐待のサインに気づき、適切な養護者支援につなぐための手引きとし、より適切な虐待防止の推進をしていただくことを目的として作成しています。誰もが安心して生活ができる社会の実現に向けて御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 高齢者虐待防止の基本

1. 高齢者虐待とは	
(1) 高齢者虐待防止法による定義	1
(2) 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について	7
(3) 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	10
(4) 高齢者虐待防止に向けた基本的視点	12
2. 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	
(1) はじめに	15
(2) 地方自治体の個人情報の取扱い	15
(3) 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い	17
3. 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応	
(1) 高齢者虐待対応を担う市町村	19
(2) 権限行使が必要な場合の対応	19

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1. 養護者による高齢虐待の未然防止、早期発見	
(1) リスク要因を有する家庭への支援	21
(2) 高齢者虐待の啓発	22
(3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発	22
(4) 早期発見と通報	22
(5) 高齢者虐待の早期発見に役立つサイン	23
2. 養護者による高齢者虐待への対応	
(1) 対応の流れ	24
(2) 対応手順の詳細と注意点	25

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは	36
2. 養介護施設設置者等による高齢者虐待の防止	
(1) 養介護施設設置者等の義務	36
(2) 養介護施設従事者等への研修	36
(3) 苦情処理体制の整備	36
(4) 高齢者虐待防止等のための取組	36
(5) 組織・運営	37
(6) 身体的拘束等に対する考え方	38

3. 行政権限による積極的な介入	
(1) 老人福祉法、介護保険法による権限行使	41
(2) やむを得ない事由による措置、成年後見の市町長申立て	41
4. 養介護施設従事者等による虐待への対応	
(1) 対応の流れ	42
(2) 対応手順の詳細と注意点	43
第4章 財産上の不当取引による被害の防止	
1. 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	48
2. 成年後見制度の活用	49
【引用・参考文献】	50
【参考資料】	
資料1 高齢者虐待に関する相談窓口	51
資料2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	52

第1章 高齢者虐待防止の基本

1. 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法による定義

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています(第2条第1項)。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用又はサービスの提供を受ける障害者についても「高齢者」とみなします(第2条第6項)。
- 「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいいます(第2条第3項)。
- 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものとされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります(第2条第2項)。
- 「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者をいいます。ここでいう業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます(第2条)。

【高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲】

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

○上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。(有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等)しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

①養護者による高齢者虐待区分・内容と具体例

区分	内容と具体例
<p>身体的虐待</p>	<p>○暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など <p>○本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など <p>○本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など <p>○外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する)。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
<p>ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)</p>	<p>○意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>○専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など <p>○同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為、無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

<p>心理的虐待</p>	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいついという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
<p>性的虐待</p>	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいついという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など
<p>経済的虐待 (※3)</p>	<p>○本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の上帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2011,p5-6.を基に作成。

②養介護事業者等による高齢者虐待区分・内容と具体例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>○暴力的行為（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>○本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動時に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際、職員の都合で、本人が拒否しているのに食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など <p>○「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ネグレクト （介護・世話の放棄・放任）	<p>○必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>○高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など <p>○必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>○高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的の手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など <p>○その他職務上の義務を著しく怠ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など
<p>心理的虐待</p>	<p>○威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いきりつける。 など <p>○侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>○高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を見ても無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>○高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>○心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをし、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など
性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
経済的虐待	<p>○本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）。

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の上帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

○虐待行為に対する刑事罰

高齢者虐待は、下記の刑事罰の対象になる場合があります。

身体的虐待	刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
介護・世話の放棄・放任	刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
心理的虐待	刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
性的虐待	刑法第 176 条不同意わいせつ罪、第 177 条不同意性交等罪
経済的虐待	刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪 ※ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

高齢者虐待においては、市町村、県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

（2）高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。また、地域支援事業の一つとして、市町村に対し「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）の実施が義務づけられています。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

（参考① 65 歳以上の障害者への虐待について）

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号、以下「障害者虐待防止法」という。）が成立しました。65 歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の 2 つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、

障害者虐待防止法を利用する等。)

(参考② 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について)

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

(参考③ 医療機関における高齢者への虐待について)

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

(参考④ セルフネグレクトについて)

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、やむを得ない事由による措置による保護や成年後見制度の市町村長申立等の権限行使等を検討したり、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

令和3年4月1日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、すべての介護サービス施設・事業所を対象に高齢者虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられ（以下、「基準省令改正」という。）、養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）」を図ることが望ましいことを通知しています（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17日老企第25号）。

なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等

の行政機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（個人情報保護法第61条第1項）。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条第2項第4号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。

そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第27条第1項第2号）や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業等における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第4号）等には、情報提供を行うことができます。

（参考⑤ 65歳未満の者への虐待について）

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、65歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務づけられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則60歳以上の高齢者が入居しています。高齢者虐待防止法第9条第2項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第10条の4及び第11条の規定3による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第5条の4において、65歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）を対象としています。

ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です（「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」の一部改正について）令和3年12月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）。

(3) 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

○国及び地方公共団体の責務（第3条）

- ・関係機関及び民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努める。
- ・高齢者虐待に携わる専門的人材の確保及び研修等による当該職員の資質向上に努める。
- ・高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報・啓発活動を行う。

○国民の責務（第4条）

- ・高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
- ・国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止並びに養護者支援のための施策協力に努める。

○高齢者の福祉に職務上関係のある者等の責務（第5条）

- ・高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
- ・国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた高齢者保護のための施策協力に努める。

		関係機関等
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等との連携協力体制の整備 ・専門職員の確保及び資質向上のための措置 ・通報義務等の広報や啓発活動 ・調査、研究 ・成年後見制度の周知、利用促進
地方公共団体	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び民間団体等との連携協力体制の整備 ・専門職員の確保及び資質向上のための措置 ・通報義務等の広報や啓発活動 ・市町村間の連絡調整、情報提供、助言 ・成年後見制度の周知、利用促進 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や措置等に関する公表 ・養介護施設（事業所）の指導、監督
	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立入調査時の援助 ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力
	市町村 (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・通報義務等の広報・啓発活動 ・通報・届出受理窓口の設置及び周知 ・関係機関及び民間団体等との連携協力体制の整備 ・高齢者虐待担当部局及び高齢者虐待対応協力者の周知 ・相談、指導、助言 ・対象高齢者の安全確認、通報や届出事項の事実確認

地方公共団体		<ul style="list-style-type: none"> ・対象高齢者宅への立入調査及び警察への援助要請 ・高齢者虐待対応協力者との対応に係る協議 ・高齢者の保護、審判の請求 ・居室の確保 ・入所措置した高齢者と虐待者との面会の制限 ・養護者への支援（負担軽減のための相談、指導、助言等） ・専門職員の確保及び資質向上のための措置 ・養介護施設従事者等による虐待の通報・届出事項に係る都道府県への報告 ・養介護施設（事業所）の指導、監督 ・成年後見制度の周知、利用促進 ・財産上の不正取引に係る相談
国民	高齢者、養護者、家族、親族、近隣住民、自治会、老人クラブ等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解 ・地域での支援体制の確立（見守り、声掛け等） ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う施策への協力
高齢者の福祉に職務上関係のある者	民生委員・児童委員、人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解 ・地域での支援体制の確立（見守り、声掛け等） ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う施策への協力
	養介護施設従事者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力
	養介護施設設置者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・高齢者虐待防止のための措置（研修の実施、苦情処理体制の整備等） ・入所措置された高齢者と虐待者との面会の制限 ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力
	医師、看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等） ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力
	弁護士、司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（法的対応・手続き等の相談、指導、助言等） ・市町村窓口等への相談や通報、連携体制への協力 ・行政が行う啓発活動や施策への協力

（４）高齢者虐待防止に向けた基本的視点

○発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

○高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行うことが重要です。

○虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みが重要です。

○虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発の普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を未然に防いだり、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

○高齢者本人とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされてます。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

○高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

○虐待の発生要因と関連する課題への配慮

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

○養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

養護者支援は虐待の未然防止・虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、介護疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

○関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯を基にした人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援にあたっては高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

○虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

○高齢者の安全確保を優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。本人が分離を望んでいなくても、本人の生命・身体保護のため必要があれば、「やむを得ない事由による措置」をとることを躊躇すべきではありません。この場合、本人に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に示すことで、本人に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、本人が理解できるよう促すよう心がけるべきです。

○常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

○必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負

担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

○関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市が主体となり、庁内関係部署との連携及び専門機関との連携が不可欠です。

○適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待によって生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護する等、市が適切に行政権限を行使することが必要です。

○記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

2. 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について

(1) はじめに

高齢者虐待対応においては、市町村や地域包括支援センター、関係機関等が、高齢者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多々あります。また、養介護施設従事者による虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、養介護施設等、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。

(2) 地方自治体の個人情報の取扱い

都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターにおいて、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、市町村内の他の部署間、高齢者虐待防止法第5条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。これについて、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになりました（同法第2条11項。令和5年4月1日施行）。

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※1）に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができます。

（※1）各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.65-66）

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令（※2）に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第1項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

（※2）個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは、第61条1項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取り扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.101-102）

行政機関等から利用及び提供する場合

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

そのため、都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターが個人情報を取り扱うにあたっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。

(3) 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。

個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じます。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第7条、第21条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（同法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第5条第2項）。

医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター（民間事業者）等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

個人情報取扱事業者から提供する場合

(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～4 （略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 （略）

3. 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

(1) 高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待とともに、高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。

住民票を移すことなく親族宅等で生活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、あるいは高齢者が住民票を移すことなく他自治体の養介護施設等で生活しており養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対応を行います。

対応する自治体では、必要な情報を通報者等から確認するとともに、住民票のある自治体等と連携して高齢者に関する基本情報等を取得することや、通報等が寄せられた事実等を共有し、自治体間で協力して対応できる体制を構築しておくことが必要です。

(2) 権限行使が必要な場合の対応

高齢者虐待に関する事実確認の結果、状況によっては高齢者の保護が必要となり、老人福祉法第10条の4及び第11条に規定された「やむを得ない事由による措置」や成年後見制度の市町村長申立を行う場合もあります。

老人福祉法に規定された「やむを得ない事由による措置」等については、老人福祉法第5条の4第1項において基本的に高齢者が居住する市町村が行うことが定められています。

老人福祉法（福祉の措置の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。)又はその者を現に養護する者(以下「養護者」という。)に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。

ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

一方、成年後見制度の市町村長申立については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日障障発1126第1号障精発1126第1号老認発1126第2号)では、申立てを行う市町村について下記のように例示されています。高齢者の権利利益を守るため、関係する市町村間での連携強化に努める必要があります。

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日）

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。以下同じ。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体

相談・通報・届出を受け、事実確認等の対応	高齢者が居住する市町村が通報・届出を受け、事実確認等の対応を行います。高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力します。
老人福祉法のやむを得ない事由による措置等	基本的には、高齢者が居住する市町村が対応します。
成年後見制度の市町村長申立	基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められています。 (関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要)

第2章 養護者による虐待への対応

1. 養護者による高齢虐待の未然防止、早期発見

(1) リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こります。もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

【虐待要因の例】

区分	要因の例
高齢者側の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症や悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病、障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ、関係希薄、孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係
養護者側の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコールやギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢、障害に対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病、障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立

その他の要因	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間、家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習、ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、傷害に対する偏見
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（２）高齢者虐待の啓発

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。虐待は、高齢者の尊厳を侵す行為ですが、高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者や家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる症状に対してどうしてよいかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。また、認知症の高齢者にとっても、養護者や家族等の言うことが理解できないために、場合によっては叩いたり怒鳴るなどしてしまうこともあります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者や家族等に対する支援も必要であるということを認識するとともに、そのことを住民にも広く理解してもらうような取組を行う必要があります。

（３）認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

国の法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による虐待を受けている高齢者のうち、要支援・要介護認定者で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が約7割となっています。認知症高齢者は、養護者や家族等の言うことが理解できなかったり、行動・心理症状が現れたりすることがありますが、養護者や家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状の悪化につながる場合もあります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、必要な医療や介護を受けられていないこともあり、養護者の支援のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。養護者、家族、関係機関を含む社会全体が認知症を正しく理解し、適切な対応方法を知ることによって虐待防止に繋がります。

（４）早期発見と通報

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待

に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

○通報について

高齢者虐待防止法では、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（第7条）。また、高齢者福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第5条）。なお、通報を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（第8条）。

○対応窓口について

相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知することが規定されています（第18条）。また、高齢者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口等に相談が入る可能性もあります。他の窓口で相談や通報・届出が入った場合にも、速やかに担当窓口で連絡が入るように、行政内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備しておくことも必要です。

○時間外の体制について

休日・夜間の高齢者虐待に関する通報については、24時間体制で地域包括支援センターが受付し対応しています。

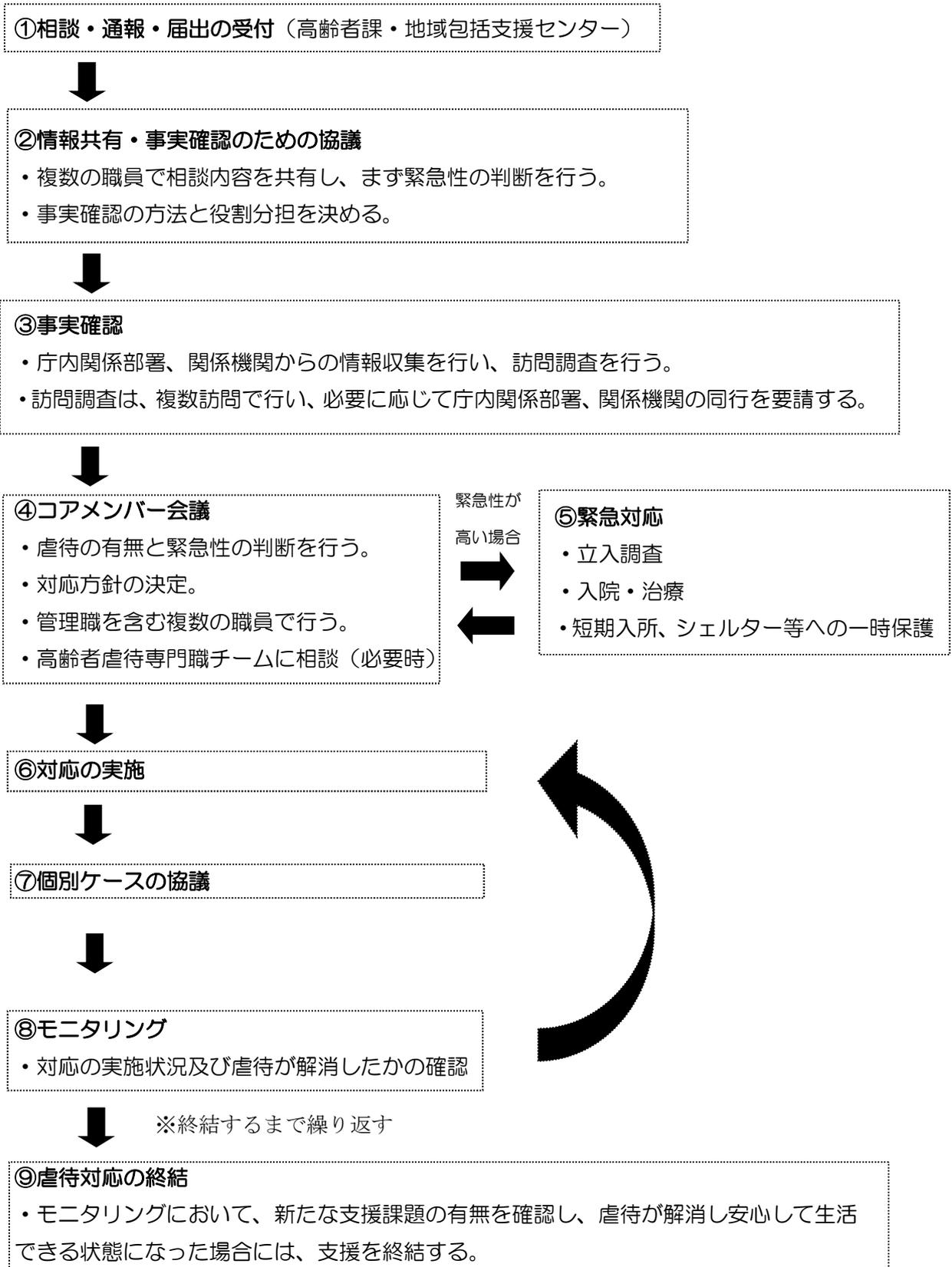
(5) 高齢者虐待の早期発見に役立つサイン

- 身体に不自然な傷やアザがあり、（高齢者自身や介護者が）説明もしどろもどろ
- 脱水症を甘くみることが禁物。十分な水分補給が必要なのに家族が意図的に高齢者の水分補給を制限しているなどが想定される場合
- 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- 外で食事するとき、一気に食べてしまう→高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合
- 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくしゃべる→認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの、不定愁訴や言葉の繰り返しなどの落ち着きない状態がある場合
- 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える→十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来るなど
- 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- 家族が福祉、保健、介護関係の担当者を避ける
- 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなど→この状態が継続する場合

<出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 厚生労働省 老健局 平成30年3月>

2. 養護者による高齢者虐待への対応

(1) 対応の流れ



(2) 対応手順の詳細と注意点

①相談・通報・届出の受付

虐待の対応は、まず発見、通報等の受理から始まります。被虐待者をはじめ、地域住民、民生委員、ケアマネジャー、介護サービス事業所、医療機関、警察など関係機関からの相談や通報によって発見、把握することがほとんどです。

そこで、このような電話や窓口等で通報や相談をする場合の基本的な確認事項や注意事項を理解していることが重要です。

- ・被虐待者（疑いを含む）の氏名、生年月日、住所、被虐待者の家族構成
- ・虐待の始期（いつから虐待がはじまったのか？）
- ・虐待の内容・頻度（身体的・心理的・経済的・介護放棄・性的といった虐待の種類と状況及び頻度はどの程度か？）
- ・現在及び将来における生命の危険性（危険性があると判断した根拠、または危険性がないと判断した根拠）
- ・虐待者は誰か？（被虐待者との関係）
- ・虐待と判断した根拠
- ・考えられる虐待の原因や背景はなにか？
- ・被虐待者及び虐待者との接触は可能か？
- ・当該ケースについて、同じような情報を有しているのは誰か？その人と接触可能か？
- ・キーパーソンは誰か？
- ・被虐待者の医療情報
- ・介護保険以外の公的サービスの利用はあるか？
- ・被虐待者の資産状況（年金、生活保護者等）
- ・通報者の氏名、住所、連絡先（但し、無理のない範囲で）

○当市の介護保険施設等（住所地特例施設）に他市町から転入した相談ケースについて

本人の加入保険者の確認や家族などの住所地、介護保険料の滞納がないか等様々な情報収集をした上で、保険者市町と主対応について協議し、対応していきます。

○個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律には、本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない（第16条）、第三者に提供してはならない（第23条）が義務付けられています。

ただし、高齢者虐待の対応においては、本人の保護のために、同条の例外規定に該当する場合があります。この場合、介護保険事業所等が、高齢者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市など）に情報提供することは認められています。

②情報共有・事実確認のための協議

受付した相談内容を共有するとともに、緊急性の判断、事実確認を行うために必要な事項を協議します。事実確認を効果的に行うため、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割について確認を行います。

○緊急性の判断について

高齢者虐待リスクアセスメントシートを作成し、内容を複数の職員と共有し、まずは、緊急性を判断する必要があります。必要に応じて管理職等の判断を仰ぎます。決して担

当者単独での判断をせず組織として判断することが重要です。

○情報の収集

庁内関係部署、関係機関（介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員等）からの情報収集を行います。現在すでに入手している情報、さらに、本人、家族にアクセスする以前に入手可能な情報を集め、分析することにより、今後の関わりにおいて、本人や養護者とスムーズな信頼関係を築くための糸口をみつけたり、実際の訪問で観察するポイントを絞ることができます。

【情報収集する内容例】

- 家族全員の住民票
- 戸籍謄本
- 生活保護の有無
- 障害福祉、保健部局等での関わりの有無
- 地域包括支援センター等との関わり、相談歴
- 介護保険サービスを利用している場合は、担当介護支援専門員や利用している介護保険サービス事業所からの情報
- 医療機関からの情報
- 警察からの情報
- 民生委員からの情報
- 年金情報 など

関係機関からの情報収集の際には、今現在、その対象者に関わっているか否かだけでなく、過去に関わりを行った事実があるかも把握します。その際にどのような関わりを行っていたか、また、関係がとぎれていたとしたらその理由はなぜかという点についても情報を深めておくことが大切です。このような情報収集の中で、対象者が関係者と人間関係を営む際の関わり方のパターンについても把握することが重要です。

③事実確認

まず、高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族の状況把握を行います。訪問面接を原則としますが、事前の調査から訪問面接を受け入れられにくいことが予想される場合には、一旦拒否されたらその後の支援を受け入れられなくなる恐れがあることから、関係機関や親族、知人、近隣住民等の協力を得ながら信頼関係の構築を図る必要があります。

【訪問調査を行う際の留意事項】

- 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

- 医療職の立ち会い

高齢者は安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことが有効です。

- 信頼関係の構築を念頭に

高齢者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。当初の事実確認場面から継続的に関わり、徐々に信頼関係の構築を図ることを意識して、対応することが必要です。

初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」ということすら判明していない状態で

あるため、訪問目的としてどのような説明が効果的かということについても事前に十分検討しておく必要があります。例えば、「虐待」という言葉は使わず、健診の案内や高齢者の困りごと相談のお知らせなどといった別の理由を作る工夫も有効です。面接の中で、高齢者や養護者の状態を正確に把握したり意向を引き出すためには、高齢者や養護者にとって安心・安全な環境を設定すること（聞き取り役を分けることも必要）が大切です。なお、この場合1人で対応することがないよう留意が必要です。

○高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査については、高齢者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・職務について：担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について：調査する内容と必要性に関する説明
- ・高齢者の権利について：高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

○高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

- ・身体状況の確認時：心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
- ・養護者への聞き取り：第三者のいる場所では行わない

○柔軟な調査技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

④コアメンバー会議

事実確認に基づいた情報を共有し、虐待の有無、緊急性の判断、支援・対応方針を決定していきます。状況に応じて立入調査や措置入所等の緊急な対応の決定が必要となるため、意思決定者である管理職が会議に参加します。また、緊急性が高い場合は、緊急対応（立入調査や入院、施設入所等の分離保護等）の可否の検討を行います。会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。事案によって、必要時、高齢者虐待専門職チームへの相談など専門職に相談し対応協議を行います。

⑤緊急対応

緊急性が高い場合は、立入調査や分離保護の対応を行います。

○立入調査

高齢者虐待防止法では、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は担当部局の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます（第11条）。

訪問調査等に拒否的な態度をとる養護者に対して、様々な手段を重ねても高齢者の生命又は身体の安全を確認することができない場合に、立入調査の要否を検討することが必要になります。第12条では警察への援助要請等についての規定が設けられており、必要に応じて高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に援助を求めます。立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。入院等の必要性を判断することができる医療職の同行も有効です。

警察との連携の際の留意点

- ①立入調査そのものは市町が法律に基づいて実施するもので、警察官の職務ではありません。
- ②立入調査を行う際に、養護者等から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市町職員だけでは職務執行をすることが困難であると予想される場合に援助要請を行います。警察官は高齢者の生命や身体の安全を確保するために、警察官職務執行法等に定める以下の措置を講じます。
 - ・保護（警察官職務執行法第3条）
病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、とりあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。
 - ・犯罪の予防及び制止（警察官職務執行法第5条）
犯罪がまさに行われようとするのを認めたときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。
 - ・立入（警察官職務執行法第6条）
危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救済するために、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物の中に立ち入ること

・その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。なお、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることが有効な場合がありますが、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要です。

○分離保護

分離する手段としては、以下の方法が考えられますが、高齢者の希望や心身の状況等に応じて、分離保護する手段を検討することが必要となります。

【分離手段の例】

対応手段	内容
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none">• 本人の同意や成年後見制度の活用によって、契約によるサービス利用を行う。• 介護保険サービスの利用契約（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）
医療機関への一時入院	<ul style="list-style-type: none">• 高齢者が病気や怪我による治療を必要としている場合には、必要な治療を受けられる医療機関に入院させることにより、虐待者と分離を図る。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none">• 老人福祉法に基づく市の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護保険サービスの利用が著しく困難な高齢者について、市が職権をもって介護保険サービスの利用に結びつけるもの。
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none">• 市の高齢者緊急一時保護事業を活用する。• 自立している高齢の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、香川県子ども女性相談センターの一時保護等の方法も考えられる。
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">• おおむね 65 才以上の者が、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な場合、市が職権をもって入所させ分離を図る。
保護命令	<ul style="list-style-type: none">• 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 10 条、第 29 条）。

○やむを得ない事由による措置

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第 10 条の 4（居宅サービスの措置）、第 11 条第 1 項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村長が

職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。

【高齢者虐待と定員超過の取扱いについて】

(指定基準の取扱い)

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 31 日 厚生省令第 79 号）

第 25 条

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

第 2 の 1 (3) ⑤

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

第 2 の 5 (3)

原則として入所者数(空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。)が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定することとなるが、①及び②の場合においては、入所定員に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数(入所定員が四〇人を超える場合にあっては、利用定員に二を加えて得た数)まで、③の場合にあっては、入所定員に一〇〇分の一〇五を乗じて得た数までは減算が行われないものであること(通所介護費等の算定方法第十二号イ)。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

① 老人福祉法第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置による入所(同法第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。)によりやむを得ず入所定員を超える場合

② 当該施設の入所者であったものが、指定介護老人福祉施設基準第十九条の規定による入院をしていた場合に、当初の予定より早期に施設への再入所が可能となったときであって、その時点で当該施設が満床だった場合(当初の再入所予定日までの間に限る。)

③ 近い将来、指定介護老人福祉施設本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、その事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる者が、指定介護老人福祉施設(当該施設が満床である場合に限る。)に入所し、併設される指定短期入所生活介護事業所の空床を利用して指定介護福祉施設サービスを受けることにより、介護老人福祉施設の入所定員を超過する場合

○面会の制限

高齢者虐待防止法では、虐待を受けた高齢者が措置により特別養護老人ホーム等へ入所した場合、市長や当該施設長は、虐待防止及び高齢者の保護の観点から、虐待を行った養護者と高齢者との面会を制限することができます（第13条）。

○成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」という。）を行うことが規定されています（第9条）。

市町村長申立の場合には、基本的に2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長申立は行われなことが基本となります）。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立が必要となる場合があります。

虐待事案における市町村長申立にあたり、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付することに留意します。親族が申し立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

申立ては、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

⑥対応の実施

コアメンバー会議で決まった対応方針に沿って、役割分担しながら、対応していきます。

事業所など関係機関の協力が必要な場合は、協力を仰ぎ、関係機関は、市と連携しながら虐待の終結に向けて対応していきます。

⑦個別ケースの協議

対応した結果など、関係者間で共有した上で、虐待対応について協議をします。

【協議内容】

- ケースの状況
- 援助方針及び支援内容
- 関係機関の役割（見守りと言ってもどういう見守りを行うのか具体的な検討）
- 連絡体制の確認 など

【虐待の程度と支援の内容例】

	虐待の程度	支援の内容例
I	虐待には至っていないが虐待が発生する危険性があり、高齢者や養護者（家族等）の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化したり介護不十分な状態になるおそれがあると認められる状況	<見守り（観察）、予防的支援> ・相談、訪問、見守りを中心とした予防的支援
II	介護ストレスや人間関係の悪化等により、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	<相談、調整、社会資源活用支援> ・ストレスの解消や問題解決に向けての相談及び関係機関との調整 ・介護サービスの導入や介護方法等についての技術支援による介護負担の軽減
III	生命の危機・重大な健康被害のおそれがあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	<分離保護（一時的分離を含む）> ・高齢者と虐待者の分離を念頭に置いた支援

個別ケースの協議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測される場合は、迅速かつ的確な対応が必要となります。こうした場合、虐待を受けている高齢者の生命の安全を確保することが最重要ですので、速やかに保護について関係機関に連絡する必要があります。

○高齢者の保護（養護者との分離）

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導や助言を行うことができ、一時的に介護負担等から開放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機付けにつながることを期待されます。

○分離後のフォロー

高齢者と虐待者を分離したことで、虐待事例に対する対応が終了するわけではありません。施設入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とします。

○高齢者に対する支援

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活するため、これまで関わっていた関係機関の職員等が頻りに訪問したり、施設職員が高齢者の立場をきちんと理解し対応する等精神的な支援が重要です。

○養護者に対する支援

精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合には、精神面での支援が必要です。高齢者の年金で生活していた場合には、収入がなくなり生活費や医療費に困窮する可能性があるため、生活保護や就労支援などの対応が必要になる場合があります。

○継続的な支援

入所を継続するか、新たな居所を探すかを検討します。経済状態や親族の協力、養護者や家族の生活状況を把握した上で、高齢者の意思を尊重して支援します。

介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になった場合、措置は解消します。措置を解消して施設から退所し他施設や在宅での生活となる場合には、再発防止のため高齢者や養護者に十分な支援を行います。

いずれにしても、必要に応じた介護保険サービスが利用できるように支援します。

○養護者等の支援策

積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合についても、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに支援メニューを選定します。介護の必要な高齢者に対して不適切なケアになっていたり、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待につながりつつあるなど、高齢者の心身への影響は部分的か、虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態についても継続的な支援を行います。

○継続した見守りと予防的な支援

地域包括支援センター職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を図るための対応策が考えられます。

○介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に介護保険サービスを導入します。特に、養護者の負担が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

○介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

○専門的な支援

養護者や家族等に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療が受けられていなかったり、経済的な問題を抱えており債務整理が必要な場合は、それぞれ適切な関係機関と連携し支援する必要があります。特に、高齢者の認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状が見られる場合には、専門医療機関への受診へつなげ医療的課題を明らかにすることが重要です。高齢者の状態を正確に把握したうえで適切な支援を検討することが重要です。

【アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方】

アセスメント結果	支援メニュー選定の考え方
被虐待者の生命に関わるような重大な状況にある場合（緊急事態の際）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的に分離保護できる手段を考える。（警察、救急も含む） ・入所施設、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応する。
虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問や電話で、虐待者の話を聞き、頑張っていることを支持する。 ・在宅サービスを導入、増加する。（特に、デイサービス、ショートステイ利用により介護から離れることができる時間をつくる） ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める（一時的な介護者交代や介護負担の分担など） ・施設入所の検討。 ・介護の相談窓口、地域の家族会、専門家のカウンセリングなどを紹介する。
虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の知識、技術についての情報を提供する。 ・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。
認知症がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に認知症の関わり方についての情報提供、説明や指導を行う。 ・家族に認知症の相談窓口（医療相談含む）を紹介し、関わり方についての専門的な助言を受けよう勧める。 ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し診断、治療につなげる。 ・日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用を検討する。
高齢者本人や家族（虐待者含む）に精神疾患や依存などの問題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患、アルコール依存など→保健所や医療機関につなげる。 ・障害（身体、知的）→社会福祉課や関係機関につなげる。 ・地域の民生委員等に見守りを依頼する。 ・成年後見制度（本人後見、家族後見）の活用を検討する。
経済的な困窮がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給申請につなげる。 ・各種減免手続きを支援する（医療費、教育費等）。
子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫など子供への影響など）	<ul style="list-style-type: none"> ・市子ども・家庭支援センター、児童相談所、保健所などによる支援を図る。

⑩モニタリング

ケース検討会などによって決定した支援方針に従い関係機関から実際に援助を受け始め協議によって決定した支援方針に従い関係機関から実際に援助を受け始めた後も、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認しておき、状況の変化に速やかに対応します。

○情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待ケースの主担当者が訪問したり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別ケースの協議では、関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて個別ケースごと取り決めをしておきます。

○再アセスメント・支援方針の修正

高齢者や養護者等の状況が変化し、当初立てた支援方針では十分な対応ができなくなる場合も考えられます。そのときには、速やかにケース検討会等を開催して、再アセスメントの実施、支援方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していきます。

○家族への援助

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条）。

高齢者が重度の要介護状態であったり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、高齢者虐待はさまざまな要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因を一つ一つ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防できると考えられます。虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

○養護者との間の信頼関係の確立

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。家族が虐待者であったとしても、相手を非難するような態度は禁物です。

○介護負担、介護ストレスの軽減を図る

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを勧めたり、在宅介護者の会への参加を勧めるなど、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。養護者に対し、日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援の姿勢を伝えることにより、養護者の精神的な支援を行います。

○家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら、継続的に関わって高齢者や養護者や家族の状況を再評価し最終目標につなげます。

◎虐待対応の終結

虐待対応の終結は、評価会議にて判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

養介護施設従事者等による虐待とは、「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事している者から受ける虐待のことをいいます。ここでいう業務に従事している者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（第2条）。

2. 養介護施設設置者等による高齢者虐待の防止

（1）養介護施設設置者等の義務

養介護施設の設置者または養介護事業を行う者（以下「養介護施設設置者等」という。）は、養介護施設従事者等への研修や、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等を講じなければなりません（第20条）。

（2）養介護施設従事者等への研修

養介護施設設置者等は、高齢者虐待防止等に係る施設従事者等の資質向上を図るとともに、施設および事業所内で問題となっている事項の解決を図るため、研修機関や自施設内で実施する研修に対する施設従事者等の参加機会を計画的に確保しなければなりません。

（3）苦情処理体制の整備

施設やサービスを利用する高齢者やその家族からの苦情や相談があったときのために、苦情解決の仕組みが円滑に機能し、利用者の立場に配慮した対応が行われるよう、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日、障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）」を参考に、施設および事業所内での苦情処理体制を整備し、利用者および施設従事者等に周知、徹底する必要があります。

（4）高齢者虐待防止等のための取組

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

また、令和6年度の基準省令改正により、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、上記の措置が講じられていない場合は、高齢者虐待

防止措置未実施減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）が適用されます（ただし、福祉用具貸与については令和9年度までは経過措置期間）。

これらの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、すべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています（香川県有料老人ホーム設置運営指導指針）。

虐待は突然発生するものではなく、不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識します。養介護施設や事業所に対して指導監督にあたる市町・県の担当部署は、さまざまな相談や苦情、関係機関からもたらされる情報等から養介護施設・事業所の実態を把握するとともに、施設において虐待の小さな芽を積む日頃からの次のような取組を行うよう、集団指導や運営指導等の機会も活用して指導します。

- ・ 事故報告書や苦情の詳細な分析と実効性のある再発防止対策の検討・実施
- ・ 提供する介護の質を点検し、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、介護の質を高めるための取組
- ・ 養介護施設・事業所の経営者・管理者層と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための研修の実施等
- ・ 採用時だけでなく、職員の異動にもきめ細やかに対応し、全職員に対して施設が虐待防止方針に基づいた研修計画を作成して、アンケートやチェックリストの活用など実効性のある内容を検討し、定期的・継続的な教育を行うといった組織的な職員教育の実施
- ・ 苦情対応システムにおける外部委員や市町の介護サービス相談員など外部の意見を聴く機会を設けたり、組織の自主チェック機能を強化するために虐待防止検討委員会を設置し、職員間で話し合ったり、相談する機会を設けるとともに、責任の所在を明確にするなど施設・事業所運営の透明化向上の取組 など

これらの未然防止の取組みは、虐待が発生した後に通報等を受けて、市町や県が行う虐待の解消と再発防止のための改善、指導等の取組みと軌を一にするものです。

（５）組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設・事業所の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設・事業所を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の（外部）研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

(6) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を自由を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p.6.

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、仮に、高齢者や高齢者の家族が同意したとしても、身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。身体拘束に該当する行為を判断する上でのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体的拘束等については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議, 身体拘束ゼロへの手引き, 2001, p.7.

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。

当該要件を満たす場合に限り身体的拘束等を行うことができますが、運営基準に基づき、その手続きとして、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保存することが必要です。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）

○切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

○非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと。

○一時性：身体拘束は一時的なものであること。

※手続き上の手順

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とします。
- ・また、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して詳細に説明し、十分な理解を求めることが必要です。
- ・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- ・身体的拘束等の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き.中央法規出版, 中 2012, p8.を基に作成。

○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業（※1、2）のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています（※2については令和6年度中は経過措置期間）。

なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分の10（※2については所定単位数の100分の1）に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※3）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（※1）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（※2）短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

（※3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

3. 行政権限による積極的な介入

(1) 老人福祉法、介護保険法による権限行使

高齢者虐待防止法第 24 条では、「市町村が第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定による通報若しくは同条第 4 項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。」と規定しています。

通報等を受け付けた県又は市町は、老人福祉法又は介護保険法の規定により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限を行使します。

事実確認の結果、高齢者の生命や身体、財産に重大な危険が生じていたり、権利利益が著しく侵害されている場合、あるいは過去の改善指導が遵守されていない場合などは、県及び市町は老人福祉法や介護保険法に基づき、改善勧告や改善命令、指定取消等の権限を適切に行使し、当該養介護施設・事業所に対して業務改善を促します。

(2) やむを得ない事由による措置、成年後見の市町長申立て

事実確認により虐待行為が確認され、高齢者の安全・安心な生活を確保するため必要がある場合は、市町は老人福祉法に規定する「やむを得ない措置」「成年後見の市町長による申立て」の権限を行使することになります。

○やむを得ない事由による措置

本人の安全確保のため、やむを得ない事由による措置の行使が必要になる場合としては、高齢者本人に身寄りもなく判断能力が低下している場合などが考えられます。ただし、高齢者本人に判断能力があって、明確に他施設への入所等を拒否している場合は、やむを得ない事由による措置を適用しての保護はできませんので、粘り強く接触を続けて高齢者本人の理解を求めます。

○成年後見の市町長申立て

高齢者本人の判断能力が低下していて、親族による適切な申立てが難しい場合は、市町長が家庭裁判所に対して後見等の開始の審判請求を行います。

4. 養介護施設従事者等による虐待への対応

(1) 対応の流れ

①相談・通報・届出の受付（高齢者課・地域包括支援センター）



②事実確認の方法等の検討

- ・複数の職員で相談内容を共有し、まず緊急性の判断を行う。
- ・事実確認の方法と役割分担を決める。



③事実確認

- ・事実確認の方法について、協議し、事実確認を行う。
- ・必要に応じて県と連携して行う。



④虐待対応ケース会議

- ・虐待の事実についての確認、緊急性の判断
- ・養介護施設等への対応方針等の協議
- ・必要に応じて県と協議



⑤対応の実施

- ・当該施設、事業所に事実確認の結果を通知する。
- ・虐待が認められた場合は、当該施設、事業所に改善事項及び期限を定めた改善計画書の提出を求める。
- ・改善計画の内容を検討する。



⑥モニタリング

- ・改善取組に対するモニタリング（定期的な調査）を行う。
- ・改善取組について評価を行う。
- ・必要に応じて県と連携して改善取り組みを促す。



⑦虐待対応の終結

- ・虐待の解消、高齢者が安心してサービスを利用出来ている状況の確認。
- ・虐待防止の取組みが継続的に実施できる体制が整備され、適切に取り組んでいるかの確認。

(2) 対応手順の詳細と注意点

①相談・通報・届出の受付

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定され、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、市町村への通報義務が規定されています（第21条）発見者が、養介護施設従事者等の場合は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合でも通報義務が課されています。また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者自身も、その旨を市町村に届けることができます。

高齢者が入所している養介護施設の所在地と通報を行った家族等の住所地が異なる場合、養介護施設の所在地の市町村が対応します。

通報等を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されています（第23条）。養介護施設従事者等が通報者である場合には、特に注意が必要であり、当該施設、事業所には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

【通報等による不利益取扱いの禁止】

高齢者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第21条第6項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条第7項）と規定されています。ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

②事実確認の準備と実施

通報を受けた市は、当該施設、事業所及び虐待を受けたと思われる高齢者に関する情報を収集し通報が明らかな虚偽である場合はともかくとして、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

【情報収集する主な内容】

○虐待を受けたと思われる高齢者

- ・介護保険の情報（介護保険認定の有無、介護保険サービスの利用状況等）
- ・福祉サービス等の情報（生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況等）
- ・経済状況の情報（収入状況、年金の種類等）
- ・医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
- ・家族の状況等

○当該施設、事業所

- ・過去の指導監査等の状況
- ・当該施設、事業所に関して寄せられた苦情や相談等
- ・当該施設、事業所からの事故報告やそれに対する指導内容等

③事実確認方法の決定

寄せられた通報等の内容について、情報共有を行い、通報等の内容から高齢者虐待が疑われ、老人福祉法の規定にある「入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為」及び介護保険法の規定にある「人格尊重義務違反」に該当する可能性があるとして判断された場合は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく監査（立入検査等）による事実確認を行うことが基本となります。こうした事実確認等は、基本的には、当該養介護施設・事業所への指定権限等の有無に関わらず、通報等を受けた市町が行います。その中でも、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、迅速に対応することが必要です。

○事実確認の前提条件

通報された事実の有無を施設・事業所に対して確認するものであるため、実施方法に関わらず、施設・事業所名が判明していること、事実確認できる内容を含むものであること（ただ単に「問題がある施設である」というものでなく、どのような行為が行われているということなど）が必要となります。

○事実確認方法の決定

個別の事案においてどのような方法で事実確認を行うかについては、当該事案の通報等の内容や当該養介護施設・事業所の状況を踏まえ、「監査（立入検査等）」「運営指導」「高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえた調査（以下、「高齢者虐待防止法による任意の調査」。）」の3つの中から適切な方法を総合的に検討して実施します。

なお、事実確認の実施方法の判断は、管理職を交えて行います。

○事実確認を実施するにあたっての留意点

事実確認に関する調査権限の行使としては、老人福祉法や介護保険法に規定されている監査（立入検査等）による事実確認が基本となります。特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに高齢者の尊厳を踏みにじる人格を否定する行為と言えます。ただし、事実確認の契機となる通報等の内容は多種多様であり、通報等の内容から、高齢者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合は、監査（立入検査等）による事実確認が必須ですが、寄せられた通報等の内容や当該養介護施設・事業所の状況など、既存の情報等を踏まえ、個別事案に応じて事実確認の根拠を検討することも必要です。

監査（立入検査等）以外には、介護保険法第23条、第24条に基づく運営指導及び老人福祉法第5条の4第2項を併用して事実確認を行うことも可能であり、養介護施設・事業所へ直接訪問して行います。

○運営指導から監査（立入検査等）への切り替え

運営指導や高齢者虐待防止法による任意の調査は、あくまでも当該養介護施設・事業所の応諾・協力のもとに行われることが前提となりますが、明らかに高齢者虐待が疑われる際や、当該養介護施設・事業所の協力が得られない、あるいは事実の隠蔽や虚偽報告等が疑われる際は、行政処分の可能性を視野に入れ、運営指導を中止し、直ちに監査（立入検査等）に切り替えます。

○県との連携

事実確認等は基本的に通報等を受けた市町が第一義的に行いますが、通報等に係る養介護施

設・事業所の指定権者が県の場合、通報等を受けた市町は、県に報告した上で今後の対応の協議を行い、事実確認を実施します。ただし、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、市町及び県は迅速に対応することが必要です。

県は、市町から情報提供依頼があった当該養介護施設・事業所の過去の指導監査結果や苦情等に関する情報（必要に応じて国保連合会や運営適正化委員会などの関係機関等に対して照会。）について、市町に情報提供を行うことにより、市町と協働しながら対応します。

ウ 施設・事業所への事前連絡

事実確認を行う際に、当該養介護施設・事業所へ事前連絡をすることで正確な調査が阻害されるなどの弊害も考えられることから、事前連絡については慎重に検討する必要があります。

・監査（立入検査等）

監査（立入検査等）で事実確認を実施する場合には、証拠隠滅等を防ぐため、事前に連絡する必要はなく、監査（立入検査等）の開始時に、根拠規定、日時及び場所、担当者、監査（立入検査等）の対象養介護施設・事業所の出席者（役職名等で可）、必要な書類等、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等による罰則規定等を記載のうえ、通知を行います。なお、証拠保全や通報者保護の観点からも、監査（立入検査等）による事実確認を実施する理由は、伝える必要がありません。ただし、当該養介護施設・事業所から虐待の通報があった場合等、事前連絡を行うことで事実確認をより効率的・効果的に実施できると判断できるときには、事前連絡をすることもあります。その際には、事前連絡をすることが事実確認の目的達成の妨げとなることのないように、連絡時期や連絡内容を検討します。

・運営指導

運営指導により事実確認を行う場合には、事前に、運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、運営指導担当者、養介護施設・事業所の出席者（役職名等で可）、準備すべき書類等、当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュールなど）を通知することが、厚生労働省老健局から発出されている「介護保険施設等運営指導マニュアル」で定められていますが、あらかじめ通知したのでは当該養介護施設・事業所の日常における状況を確認することができないこともあるため、当日や直前に上記の内容を通知し、連絡から時間を空けずに運営指導による事実確認を実施することが必要です。

・高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止法による任意の調査では、事前連絡が必要だという規定はありません。

※「監査（立入検査等）」、「運営指導」のいずれも、あくまでも養介護施設・事業所の協力を前提に行われる行政検査であることに留意が必要です。ただし、監査において、正当な理由なく検査に応じない場合は罰則規定があります。

○施設長等の責任者が不在時の対応

事前連絡をせずに事実確認を行う場合、施設長等の責任者が不在であることやそれを理由に事実確認を拒まれることが考えられます。

事実確認の第一の目的は高齢者の安否確認・安全確保なので、基本的には日時を改めることなく実施可能な事実確認を行います。また、責任者が不在ということで事実確認を拒否された場合で、通報の内容から利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある

ると判断したときは、直ちに監査（立入検査等）に切り替えます。

【事実確認の主な内容】

○高齢者本人への調査項目

- 虐待の種類や程度
- 虐待の事実と経過
- 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- 安全確認

関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行います。

- 身体状況
傷害部位及びその状況を具体的に記録します。
- 精神状態
虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録します。
- 生活環境
高齢者が生活している居室等の生活環境を記録します。
- サービスの利用状況
- 高齢者の生活状況等
- その他必要事項

○養介護施設、事業所への調査項目

- 当該高齢者に対するサービスの状況
- 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- 職員の勤務体制
- その他必要事項

○調査の留意事項

- 事前連絡
調査を行う際に当該施設、事業所へ事前連絡をすることで正確な調査が阻害される等の弊害も考えられることから、事前連絡は慎重に検討します。
- 高齢者、養介護施設、事業所への十分な説明
訪問の目的についての説明、担当職員の服務と守秘義務に関する説明、調査の内容と必要性に関する説明、高齢者の権利に関する説明を行います。
- 高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮
調査に当たっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを犯すことがないよう十分配慮します。

④虐待対応ケース会議

事実確認の結果に基づいて虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針の決定を行います。会議は、事実確認に参加した担当部署の職員（管理職を含む）で行い、必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。虐待の事実が確認できた場合には、高齢者本人や養介護施設、事業所への対応方針等を協議します。

⑤対応の実施

当該施設、事業所に対し、事実確認の結果を報告します。改善が必要とされる事項と指導内容を通知します。また、当該施設、事業所に対し、定められた期限内に改善計画書の提出を求め、提出された改善計画の内容について検討します。

⑥モニタリング

改善計画に沿った取組がなされているか定期的に取り組状況結果を報告してもらうよう依頼する等、改善取組に対するモニタリングを行う必要があります。

改善計画の目標達成期日が経過した段階で、モニタリングの結果を検討し、改善取組に対する評価を行います。

改善取組が滞っている、改善意識が見られない等の場合は、改善勧告・命令等の権限行使により改善取組を促します。

必要に応じて県と連携して行います。

⑦虐待対応の終結

虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。

モニタリングを実施しながら、養介護施設従業者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。虐待対応終結後も通常の実地指導等でフォローしていきます。

○県への報告義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（第22条）。調査により、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認ができたケースが県への報告の対象となります。

【県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）】

- 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
- 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- 市が行った対応
- 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

第4章 財産上の不当取引による被害の防止

1. 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（第27条第1項）。特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（自治体に設置されている場合）の活用、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町の消費者担当部局となります）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

○消費者ホットライン

TEL：188（局番なし）

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日利用することが可能です。

○日本司法支援センター 法テラス

TEL：0570-078374

（平日）9:00～21:00（土曜日）9:00～17:00

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。

このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります）。

2. 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合は、日常生活自支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。また、本人の判断能力が不十分な場合は、前述した市町長申立も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

【引用・参考文献】

○「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル～高齢者虐待防止の基本編・養護者編～」(香川県健康福祉部長寿社会対策課 令和6年4月)

○「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル～養介護施設従事者等編～」(香川県健康福祉部長寿社会対策課 令和6年4月)

○「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省老健局 令和5年3月)

【参考資料】

資料 1

高齢者虐待に関する相談窓口

地域で気になる高齢者を発見した場合は、速やかに高齢者課または地域包括支援センターまでご相談ください。高齢者虐待防止法第5条には、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」という早期発見義務が規定されています。みなさまからの相談が、高齢者の権利を守ることに繋がります。

○善通寺市保健福祉部高齢者課

住所：善通寺市文京町二丁目1番1号 電話：0877-63-6331
FAX：0877-63-6394

○善通寺市地域包括支援センター

住所：善通寺市文京町二丁目1番1号 電話：0877-63-6364
FAX：0877-63-3778

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

目次

第一章	総則（第一条—第五条）
第二章	養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
第三章	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
第四章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第五章	罰則（第二十九条・第三十条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限

を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必

要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日二から五まで 略

六 第五條、第九條、第十四條、第二十条及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第百十一條、第百十一條の二及び第百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六條の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であって、第二十六條の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附則（平成二六年六月二五日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を

加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有す

ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

普通寺市高齢者虐待防止・対応マニュアル

令和6年10月 改訂版

発行年月 令和6年10月

発行 普通寺市保健福祉部高齢者課

住所 〒765-8503

普通寺市文京町二丁目1番1号

電話 (0877) 63-6331

F A X (0877) 63-6394